

イギリスの幼稚学校

——国家介入をめぐる若干のノート——

わたくしが、イギリスの幼稚教育史に関心をもつようになつたのは、主として以上のことがらのためである。



(一)

イギリスの幼稚学校 (infant school) が誕生したのは、産業革命

久保いと

工場附設の性格形成学院の一部としてであつた（一八一六年）。この学院は、人間の性格は環境によつてつくられる、幼児期からよい環境におくことによってすぐれた性格が形成される、というオーエンの性格形成論を実践する

ために設けられたものであり、幼児のための学校、児童のための学校、そしておとのための学校、と、三層構造をなしていた。オーエンは、この幼稚学校で、紡績工場労働者の二才ごろから五才までの幼児を対象として、あそびと人間愛にもとづく、合理的な人間形成をねらいとする保育をおこなつた。

児童学校を理解したい。
イギリスの私学は、國家から補助金をうけているにもかかわらず、統制をうけないのはどうしてだろう？
イギリスの幼稚学校は、その初期のころから、どうして、初等教育の対象となりえたのだろう？
イギリスの保育学校 (nursery school) は、世界に数ある幼児教育機関のうちでも、その保育対象と内容や方法において、ユニークな特質をもつてゐるが、それをつくりそだてた背景として、幼稚学校を理解したい。

しかし、その後継者ともいべきヴィルダースピンは、生涯を

かけた熱意を幼稚学校の普及にうちこみ、貧民幼児の保育に大きい貢献をしたけれども、幼稚学校のねらいや内容・方法においては、オーランとはちがって、もっぱら記憶にたよる教え込み中心の注入教育をすすめた結果となつた。それは、ヴィルダースピング・システムと名づけられ、階段教室(gallery)をもつ大きいホールで、いろいろの教具をつかいながら、一、三才から七才までの子どもを二〇〇人ないし三〇〇人もいっしょにあつめて、一組の男女教師が統制をとりながら学ばせる方式であつた。

そのころ、デービッド・ストウはグラスゴウを拠点として、幼稚学校の運営や教員養成につとめ、ウィルダースピングの教え方を“オウムのように反復練習させるやり方”と批判していた。また、ウィリアム・ウィルソンは国教会派の幼稚学校を設けて、宗教を中心とする保育をした。メーヨー兄妹は、教員養成学校を設け、教員養成をとおしてベスタロッチ主義を幼稚学校にしん透させていた。

このような努力によって、一八三五年にはおよそ三〇〇の幼稚学校が貧民幼児を保育していくといわれている。これらの先駆者たちは、いずれも当時の有識者を説くとして寄附金をあつめ、慈善として幼稚学校を運営していくのである。

(二)

十八世紀半ばころまでのイギリスでは、下層階級を対象とした教育施設としては、教区寺院の僧が教える parish school (教区学校) や、dame school (おかみさん学校) とよばれる私塾をはじめとする雑多な私塾があり、他方では charity school (慈善学校) があつた。前者は、民衆の教育需要に応じて自然発生した私立学校であり、したがって有料であり、その入学者は、農村では小作農の子弟で将来職人や商人の徒弟になって独立しようとするものたちであった。これに反して慈善学校は、この時代において社会からはみだされた最下層の人たちの子どもや孤児・浮浪児などを保護・収容して、彼らに労働を課しつつ、若干の教化を行なおうとしたものである。一六九八年に、トマス・ブレイによつて設けられたキリスト教知識普及協会の努力によつて、この種の学校は、世紀半ばには約二〇〇校にも達している。

この二種の民衆学校は十八世紀半ばころから衰退したが、これにかわるあたらしい教育機関はなかなかあらわれていない。政府

は、いぜんと同様、庶民大衆の教育には無関心であった。従来の徒弟制において、労働と学習との結合形態のもとに比較的保守的なモラルのなかで健全に育ってきた子どもたちが、産業革命によってその体制がこわれた結果そこから追いだされ、工場労働者となつたけれども、工場では十数時間にのぼる労働にあえぐばかり

で、何らの教育もほどこされなかつた。このままにしておいては下層階級の子どもたちの思想と道徳を不安定で危険なものとするであろう……と、ようやく一七八〇年いご、工場地帯におけるこのような労働子弟の教育の空白が人びとの関心をひくようになつた。当時のけい眼な思想家は、産業革命がもたらす危機を予測して、その対策として、国家による教育政策・制度の確立の必要を説いた。その代表的なものは、アダム・スミスの『国富論』（一七七六年）と、マルサスの『人口論』（一七九八年）である。スミスやマルサスは、労働者子弟の無知無学が危険思想を生み、暴力的反乱への雷同を生むという前提にたつて、それを防ぐために、計画的教育の必要を説いた。この立場は、その「十九世紀」とおして、資本家の立場にたつて民衆教育機関の充実をはかるうとする人びとの基本的思想となつた。

しかしこの時代にはすでにトーマス・ベインのような人物があ

る。ベインは『人間の権利』（一七九一—二年）のなかで、スミスやマルサスとはちがつた立場から、貧民子弟の教育についての国家的施策の必要を説いている。彼は、教育をうけ知的に啓蒙されることをもつて人間の権利と考え、その権利を保証するため、國家は十四才以下の極貧児童にたいし、一人年額四ポンドの補助金を与えることを提唱した。

このような思想家のよびかけにもかかわらず事態は放置された

ままであつた。わずかにロバート・レークスが一七八〇年から貧民街に日曜学校を設けて、乱ぼうでやつかいな貧民の子どもを教育し、これが民間団体の協力で、一つの運動にまで成長したことあるのみであつた。

しかし、危機は一七九三年から一八一五年までの英仏戦争とともにやってきた。戦後の大不況と、穀物法の制定によるパンの高騰は、民衆生活をおびやかした。暴動化する民衆にたいし、政府は政治的弾圧を強化した。ベルとランカスターのはじめたモニトリアル・システムはこの時期にはじまり、各国にひろがつた大きな運動である。ベルは英國国教会派、ランカスターは非国教会派で、たがいに協会を組織し、貧民教育における努力の拡大をあらそつたが、ランカスター派の支援者には、ブルーアム、ヒットブルード、ミルなどの進歩的な自由主義者がいた。

この時期における政府のうごきとして注目すべきものには、一八〇二年の工場法がある。これは、ロバート・ビールとロバート・オーエンの二人の人道的工場経営者の努力によつて成立したものである。これは、年少労働者の保護のためにいくつかの条項をきめているが、とくに各徒弟は年令と能力に応じて、少なくとも徒弟期間七年間のうち、はじめの四年間は、毎日作業時間の一部をもつて、よみかき算、あるいはそのうちのいずれかを教えられなければならない。各徒弟は少なくとも一月に一回、日曜日に

一時間、キリスト教の原理にしたがって教えられ、試験さるべきである」という教育条項がふくまれていた。しかしこの法の適用をうけた綿糸工場主たちは、法の抜け道を考えだし、無視してしまった。

この時期における第二のうべきは、一八〇七年のヒットブレット法案である。ヒットブレットはランカスター協会の後援者であり、当時この協会は多額の負債を背おい、これが彼の負担となっていた。貧民教育を有志の寄附や博愛家の努力にゆだねることはすでに限界にきており、何らかの公的機関とする必要にせまられていたのである。この法案は、七才から十四才の児童にたいし、そのうちの二年間を教区学校に就学させ、よみかき算（女子にはこのほかに裁縫）を教える。学校は教区委員会が設立し、そのために一シリング以下の地方税を徴収して経営する。無月謝を原則とする、という内容であった。この法案は、三ヶ月にわたって、貧民子弟に普通教育をあたえることの可否について議論をよびおこしたが、上院で否決されてしまった。

その後十年ばかりの空白ののち、一八一六年にブルームの提案によつて、『下層階級の教育研究のための下院特別委員会』が設けられた。この調査にもとづいて、ブルームは一八二〇年に、貧民教育改善のための法案を提出した。それは、必要なところに教区学校を設置すること、校舎の建築は工場主の負担とする

こと、維持費は地方税によること、貧民は無償とすること、などが含まれていた。この法案は宗教問題がからんで不評をきわめ、ブルームは途中でみずからそれを撤回してしまった。

ところで、十九世紀初期におけるイギリスの政党は、貴族・地主の利益を代表するトーリー党と、新興資本家の利益を代表するホイッグ党にわかれていた。産業革命いら�新興資本家の勢力は増大し、人口は都市に集中し、プロレタリアートが簇生した。しかし国会は不合理な選挙区を地盤として貴族・地主に有利な方法で議事がすすめられていた。新興資本家は、労働者階級の協力のもとに、ついに一八三一年九月、選挙法を改正することに成功した。（しかし、できあがつた新選挙法は資本家の立場を有利にしたが、労働者階級をいたく失望させたので、それいご労働者たちの普通選挙権要求運動はチャーチスト運動として、はげしくうごきだすことになる）。イギリスの幼児学校における国家介入は、このあたらしく政権を獲得した政党の政治のもとに、さまざまの妥協の過程をへながらも、前進してゆくことになる。

(三)

- (1) まず、新選挙法による最初の国会で、急進派の下院議員ローバックが義務教育法の提案をした（一八三三年七月）。彼はあたらしくえらばれた三十二才の青年議員であり、議会改革や教育

改革に活躍した人物である。ローバックは、民衆教育が“有徳

で、勤勉で、啓蒙されたデモクラシー”の実現のために必須であ

ること、すべての民衆のための普遍的国民的教育を用意し強制すること

ることは国家の義務であると主張した。その提案の内容は、六才

から十二才までの全児童の義務就学制をつくるとするもので、

すべての町村に少なくとも一校の infant school と school of

industry (これが小学校にあたる) をつくる、師範学校を設置す

る、学区制をもうけ、学校区ごとに選挙による教育委員会をお

く、学校の経費は一部を授業料にもとめるが大部分は租税と慈善

財團基金によること、などをふくみ、当時のイギリスとしてはま

ったく画期的な提案であった。幼児学校はこのときにはじめて、

イギリスの義務教育制の最初の段階としてとりあげられたわけで

ある。そのころ、約三〇〇校にも達した幼児学校は、イギリスの

貧民幼児の保護と教育において、量・質ともにゆるぎない地位を

占めていたのである。

さて、ローバックの動議は活発な討論をひきおこしたが、結局、時期尚早論が大勢をしめて否決されてしまった。反対した人たちのなかには、ホイッグ党の蔵相オールソープや、トーリー党のロバート・ピールなどがいた。オールソープは、父母にたいしその子を教育できるよう援助するのはよいが、強制するのはゆきすぎであるとして反対し、ピールは、自由な国では自由な教育がよ

いのであるとして反対した。

(2) ローバックの提案が否決されたあと、いわばそれに代るより

現実的な方策として、蔵相オールソープによって二万ポンドの国庫補助金が提案された。オールソープは、これは校舎さえあれば

あとは学校をひらく手だてのあるところに校舎を建てさせるのが目的だと説明した。これにたいし、コベットは、教育は犯罪をな

くすのに役だたない、なまけものの教師というあたらしい人種を

ふやすのみであるとして反対し、ヒュームは、提案のねらいをはたすにはほとんど役だたない、と反対したが、ジョン・ラッセル

やマコートレは賛成し、一八三三年八月十七日にがらあきの下院で、

五〇対二六で可決された。これは蔵相から才出予算案として提出

されたので、下院の承認だけで効力を発することになり、補助金

は支出されることになった。補助金はベルとランカスターの協会

をとおして、校舎建築補助金として支出された。ただし、補助を

うけるにはそれと同額を申請者で負担しなければならないという

条件があつたので、もつとも貧しい、もつとも教育を必要とする

地域には、補助金がゆきわたらないという欠陥をもつていた。
しかしながら、この国庫補助法は、イギリスにおいて、国会の金が初等教育のために支出された最初のものであり、国家介入の第一歩となつた重要な歴史的先例である。この一八三三年の決定

い」、イギリス政府は初等教育にたいして補助金を出してづけ、決して後もどりすることはなかつたのである。

(3) そのが、ブルームらの貧民教育促進論者たちは、国庫補助金の増額と、その配分や使用状況の監督などを所管する行政事務局の設置を計画し、一八三五年、三七年、三八年と提案をつづけたが、いずれも否決されていた。法律の制定によつて委員会をつくるということは、のぞみのないこころみであった。なぜなら、そのような法案はひとつとして上院で生きのこる機会はなかつたからである。他の方法が考へ出されねばならなかつた。

一八三九年二月、内務大臣のジョン・ラッセルは枢密院議長ランストーンに手紙をおくつた。それは、ヴィクトリア女王の教育にたいする深い关心を前おきして、教育上の欠陥として、教師の供給が満足すべき状態でないこと、教授の内容が貧弱なこと、学校監査制がおこなわれていないこと、範例となるべきモテル・スクールのないことなどをあげて、これらの大きい問題が法律上無視されていることをのべ、さうに、人民の教育に影響あるすべのことながらを考慮するために委員会をつくるべきである、と提案していた。そこで、ヴィクトリア女王の王命によつて、一八三九年四月に枢密院教育特別委員会(Special Committee of the Privy Council on Education)をつくり、国庫補助金を管理させること

になつた。これにたいし上院は反対決議をしたが、女王は遺憾の意をあらわしてこれを認めず、下院でも反対決議案がだされたが、こちらの方は否決された。このような経過で、この委員会は枢密院議長ランストーンが委員長となり、ケイ・シャトルワースを事務長として発足することになった。この委員会は、一八九九年の Board of Education Act まで約六〇年のあいだ、初等教育制度の運命をみちびきづけ、文部省に代る役割をはたすようになつたきわめて重要な機関である。

(4) 枢密院教育特別委員会の設置とともに、国家の側における明確な、しかし試験的な活動の時期がはじまつた。委員会は、一八三九年四月に、こんご補助金は両協会および例外的にその他の申請者にも支給すること、補助をうける学校は委員会の学校監査(school inspection)をうけるべきこと、両協会以外の学校で補助金をうける学校はかならず正規授業中にバイブル読みを加えるべきこと、ただし両親がそれをうけさせることを拒むものはその時間に出席させないこと、すべての宗派に関係なくカレッジとモテル・スクールがひらかれ、一般的宗教教授とあるていどの宗派教授とをあたえること、などを提案した。委員会の計画には幼児学校もふくまれていた。それは主として階段教室をもつたホールからなりたつており、ウィルダースピン・システムの影響をうけ

ていることがみとめられる。そのころ、幼稚学校における階段教室の必要性は、当然のことと考えられていたのである。委員会の

事業計画のなかに幼稚学校の計画がふくまれていたことは、この委員会が幼稚学校を初等教育の一環として扱っていたことを証明している。このことは、イギリスの幼稚学校にとって重要なみをもつていた。

ところで、国家による監査権は努力なしで確保されたわけではなかつた。この学校監査制は、幼稚学校をふくめたすべての初等教育の発達にとって決定的ないみをもつていた。政府は一般的の教育状況、とくに教授がきわめて貧弱であるということを漠然と感じてはいたが、どのようにわるいか、明確な認識をもつていなかつた。委員会は、民衆教育における教授の改善をはじめから内々のねらいとしていたので、シャトルワースの事務長任命と同時に、国家による監査制の原理を承認したのである。ついで、同年六月、国家による学校監査権が確保されないならば、補助金もあたえられないであろうと前おきして、「監査権はあらゆるばあいに委員会によって要求されるであろう。委員会と女王によって権限をあたえられた監査員は、こんご公金によつて援助されている学校を訪問するよう指令される。監査員は、宗教教授や訓練や学校管理に干渉しないであろう。監査員は、事実とインフォメーションをあつめて、結果を委員会に報告することが彼らの目的である」

と発表した。

当時、国教会も非国教派も、民衆教育を支配する要求をつよくうちだしていた。また、ランドーレンやジョン・ラッセルなどのリベラルな立場のひとは、中央に設立された機関のコントロールのもとで、世俗教育と宗教教育が分離されることに期待をかけていた。また、委員会のうごきがあまりに専制的すぎると考えるひとや、いかなる種の国家介入にも反対する人びとがいた。他方、チャーチスト運動の指導者ラヴェットのように、民衆の権利として普通教育を要求するという、あたらしい立場もうち出されていた。

ところで、以上のような委員会のうごきにたいして、宗教団体からつよい抵抗がわきおこつた。とくに国教会派は委員会とのあいだに半年にわたつて長い文書をとりかわし、国教会派の学校の監査員をべつに任命すること、その監査員はレポートをつきからつぎと政府に手わたすこと、ただし監査員は大司教によつて任命されるべきこと、を要求した。これにたいして委員会側は、公金の支給されている国教会派にたいし、国家によつて指命された役人たちを学校監査から排斥する権利をあたえたなら、彼らは自分自身にあたえられた信頼を犯すものである、として応しゅうした。しかし、結局のところ、国家による監査制の提案はうけいれられたけれども、宗教界の根づよい抵抗にあつた委員会は、その

存在そのものが危くなつたので、これもまた大いに譲歩して、一八四〇年、協定(Concordat)の成立をみることになる。

それは、英國国教学校の監査員の任命について、カンタベリーとヨークの大司教に承認権があたえられ、事实上、教会の反対する人物がえらばれないことになつてゐた。『内外学校協会』にも、一八四三年に同様の特権があたえられたので、各宗派別にべつべつの監査員がえらばれることになつたわけである。

監査員の権限も制限されたものとなつた。監査とはコントロールの手段としてあるのではなく、あくまでアシスタンスをあたえる手段であることがあきらかにされ、監査員は招待されたときでなければ、干渉する権利も、忠告する権利もないどころか、インフォメーションをあたえる権利すらないものとなつた。こうして、"権限ぶる役人"となならないよう努められたのである。

そのご、監査員たちは各うけもちの学校に出むいてつぶさに教育状況をしらべ、それを委員会に報告した。彼らのレポートは、指導者にたいして現状についての認識をあたえ、民衆教育の改善のためになされねばならない対策を考えさせるのに役立つたきわめて価値あるものであつた。

年	度	金額
1833	ボンド	20,000
1839		30,000
1842		40,000
1844		50,000
1845		75,000
1846		100,000
1848		125,000
1851		150,000
1854		260,000
1857		541,233
1858		663,435
1860		724,403
1861		813,441
1862		774,743
1863		721,386
1864		655,036
1865		636,806
1866		649,307
	:	

一八四三年からは、国庫補助金は、校舎の建築ばかりでなく、教員住宅や、師範学校、教具の購入、などにも適用されることになり、その額も別表のとおりしだいに増額されている。

十九世紀後半に入ると、一八五八年には、国庫補助金の増額にともない民衆教育を再検討する目的で、ニューカッスル委員会が設けられ、一八六七年には選挙法が改正され、そして一八七〇年に初等教育令の成立をみ、五才から十三才の子どもの教育が義務化されることになるのだが、この部分についてはまた別の機会にゆずることにしたい。

(白梅学園短期大学)

* * * *